

第5章 自然環境

1 掛川市の自然環境の概要

(1) 植生

① 掛川市の植生現況

掛川市の緑被率（樹林地、草地、農耕地等の何らかの緑で覆われた地域の割合）は、市全域の75.0%に達しています。区域別に見ると掛川区域では森林の割合が高く、大東・大須賀区域では森林と農耕地の割合がほぼ均衡しています。小学校区で比較すると、緑被率は市域の北部や南部では高く、JR掛川駅周辺の市街地では低くなっています。

また、森林が市全域の43%を占めておりますが、静岡県の64%、全国の67%（林野庁調べ）と比較すると低くなっています。森林の植生状況はスギ・ヒノキの人工林が森林の64%を占め、地域の潜在自然植生に近い自然林は森林の僅か0.02%です。

② 植生区分ごとの現況

(ア) 自然林

原生林（過去において一度も人間による破壊を受けていない林）はないものの、伐採の後、天然更新がされ、林齢が古く、地域の潜在自然植生に近いシイ、タブ、カシ等の自然林は、原泉の大尾山や八高山と曾我・上内田・土方の小笠山、日坂の栗ヶ岳の阿波々神社等にありますが、その割合は市内の植生の0.01%とごく僅かです。

(イ) 二次林

アカマツ林やコナラ・シイ等の広葉樹や竹林等からなる二次林は、市内の植生の18.5%を占め、地域的には原泉や倉真等の森林地帯より、曾我や大東、大渕、横須賀等の小笠山周辺と遠州灘海岸に防風林として多く残っています。

これらの地域の森林はかつて住宅の裏山として、薪炭を採集したマツ林であったと考えられますが、マツ林は、マツノザイセンチュウによるマツ枯れで、コナラ・シイ等の広葉樹の林に変わってきており、現在は極めて少ない面積で点在するのみとなっています。

(ウ) 人工林

スギやヒノキを植林した人工林は、市内の植生の44.9%を占めています。

また森林の中で人工林が占める割合を示す人工林比率は70.7%と高く、静岡県の57%、全国の41%（林野庁調べ）を大きく上回っています。

掛川区域では人工林の割合が73.9%と極めて高く、大東・大須賀区域でも人工林は森林全体の1/2を占めていますが、掛川区域と比べると二次林の割合が高くなっています。

市内で人工林の割合の高い地域は、原泉（84.3%）、桜木（82.7%）、倉真（79.9%）等の小学校区で、大東・大須賀区域では、土方、佐束、大渕、横須賀で人口林率が高かったが、いずれも60%台でした。

(エ) 草地

ススキやササからなる草地は、茶園の敷き草採取のための茶草場として維持されています。掛川区域では、栗ヶ岳周辺の東山、倉真に多く見られ、日坂や原泉、原田等にも存在します。面積は68.7haと狭いですが、キキョウやハルリンドウ等、草地特有の植生を有するため貴重

な自然環境となっています。

一方、大東・大須賀区域の草地は、河川の高敷堤防内や遠州灘海岸の防風林の後背湿地を埋め立てた後にできた草地です。河口や海岸部の林の後背地にあった湿地には多くの貴重な植物が生育していましたが、現在は埋め立てられ、工場、公共施設の建設や農地造成により、その多くが消失しました。

(オ) 耕地

掛川市における耕地の割合は、市全域では25.4%を占めており、掛川区域では22.6%と低く、大東区域では34.7%、大須賀区域28.1%と高くなっています。

小学校区では、和田岡61.2%、千浜42.5%、佐東37.8%、上内田37.1%、中35.2%が高くなっています。

全体の利用状況は、茶園や果樹園、野菜畠などの畠が63.2%を占め、水田の35.8%より高くなっています。地域別では、掛川・大須賀区域は水田に比べ畠の比率が高く、大東区域は水田の比率が高くなっています。

(カ) 公園内等の植栽地

植栽がされている公園面積は、市全域でも0.29haと極めて少なく、住宅地の多い第一小学校区ではごく僅かしかありません。

(キ) 海岸

遠州灘海岸は砂浜で、砂浜特有の植生を有しアカウミガメの産卵場となっています。近年、海面の上昇やダムによる土砂の流出減少等による砂浜の浸食が起こりつつあります。

また、海岸の防風林であるマツ林では、飛砂によるマツ林の埋没やマツノザイセンチュウによるマツ枯れが進んでいます。

(2) 鳥獣保護区の位置

掛川市内には、鳥獣保護及び狩猟に関する法律で指定されている鳥獣保護区は全3か所、銃猟禁止区域は全11か所、狩猟鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域は全2か所あります。

掛川市の鳥獣保護区

名 称	面積(ha)	期 限
大代鳥獣保護区（含む島田市）	1,059	H35. 10. 31
遠州灘鳥獣保護区（含む御前崎市、袋井市、磐田市）	5,261	H34. 10. 31
小笠山鳥獣保護区（含む袋井市）	2,536	H32. 10. 31
計	8,856	(10年更新)

掛川市の銃猟禁止区域

名 称	面積(ha)	期 限
大坂地区銃猟禁止区域	219	H33. 10. 31
飛鳥銃猟禁止区域	551	H27. 10. 31
大渕地区銃猟禁止区域	91	H35. 10. 31
幡鎌銃猟禁止区域	115	H28. 10. 31
西大谷ダム公園銃猟禁止区域	51	H29. 10. 31
西田町南部銃猟禁止区域	30	H29. 10. 31
逆川銃猟禁止区域	336	H29. 10. 31

東山口銃猟禁止区域	346	H30. 10. 31
倉真銃猟禁止区域	131	H30. 10. 31
土方銃猟禁止区域	125	H30. 10. 31
国包銃猟禁止区域	34	H30. 10. 31
計	2, 029	(10年更新)

掛川市の狩猲鳥獣(イノシシ・ニホンジカを除く)捕獲禁止区域

名 称	面積(ha)	期 限
桜木上垂木狩猲鳥獣捕獲禁止区域	1, 090	H27. 10. 31
東山口狩猲鳥獣捕獲禁止区域	1, 350	H29. 10. 31
計	2, 440	(3年更新)

(3) 県立自然公園

県立自然公園は県の風景を代表する傑出した自然の風景地ということで、静岡県立自然公園条例により県内4区域を静岡県知事が指定しております、掛川市には、御前崎遠州灘県立自然公園として下記の地区が指定されています。静岡県立自然公園条例により、県立自然公園特別地域内では下記の動植物の捕獲や採取等が規制されています。

① 掛川市内の御前崎遠州灘県立自然公園の状況

名 称	面積(ha)	備 考
遠州灘海岸地区	401. 7	第2種特別地域 (20ha分は第3種)
高天神地区	46. 0	第2種特別地域
大浜公園地区	30. 1	第3種特別地域

※県立自然公園特別地域…県立自然公園は、特別地域と普通地域があり、特別地域の中には、風致の維持や農林業との調整の必要性などにより第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に分類されている。

第1種…風致を維持する必要性が最も高く現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第2種…第1種及び第3種特別地域以外の地域であって、特に農林漁業活動について努めて調整を図ることが必要な地域。

第3種…特別地域のうちでは、風致を維持する必要性が比較的低い地域であって特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。

② 御前崎遠州灘県立自然公園特別地域で捕獲や採取等を規制する動植物

種 類	種 名
動 物	カジカガエルほか (全3科 3種)
植 物	ハマボウほか (全64科166種)



ハマボウ

(4) 動植物の分布状況

① 植物

掛川市では、今まで185科1712種58変種70品種の植物が記録されています。

それらのうち希少な植物としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 植物I」(環境省 2000) 及び「まもりたい静岡県の野生生物 植物編」(静岡県 平成16年)に記載された

種のうちの100種が記録されています。中でもチャボハナヤスリやフサタヌキモ等は、ごく近い将来における絶滅の危険が極めて高いとされる絶滅危惧 I A類です。静岡県においては掛川市のみで生育が確認されたスジヒトツバ等の希少な植物も記録されています。それらのうち、本調査で生育が確認できた希少な植物は27種でした。

また、掛川市の天然記念物は、静岡県指定天然記念物が6件、掛川市指定の天然記念物は17件指定されています。

掛川市の県指定天然記念物

No.	名 称	指定年月日	所在地	所有者
1	大尾山 鳥居スギ	昭和33年4月15日	居尻	顕光寺
2	峯貝戸の大クワ	昭和33年10月30日	東山	個人
3	伊達方の大ヒイラギ	昭和46年8月3日	伊達方	個人
4	本勝寺ナギ・マキの門	昭和49年4月18日	川久保	本勝寺
5	中新井池のオニバス	昭和58年2月25日	大渕	掛川市
6	阿波々神社の社叢	平成21年11月20日	初馬	阿波々神社

掛川市の市指定天然記念物

No.	名 称	指定年月日	所在地	所有者
1	興禪庵マキの自然門	昭和50年8月15日	岩滑	興禪庵
2	事任八幡宮の大スギ	昭和55年8月20日	八坂	事任八幡宮
3	垂木の大スギ	昭和55年8月20日	上垂木	六所神社
4	高天神追手門跡スギ	平成2年4月6日	上土方嶺向	高天神社
5	小笠神社参道スギ	平成2年4月6日	入山瀬	小笠神社
6	今龍寺イヌマキ2本	平成2年4月6日	今滝	今龍寺
7	今龍寺ソテツ2本	平成2年4月6日	今滝	今龍寺
8	春日神社クスノキ	平成2年4月6日	中方	春日神社
9	満勝寺イチョウ	平成2年4月6日	中	満勝寺
10	永福寺イヌマキ	平成3年5月13日	千浜	永福寺
11	本勝寺カヤ2本	平成3年5月13日	川久保	本勝寺
12	事任八幡宮のクスノキ	平成12年2月24日	八坂	事任八幡宮
13	居尻のイスノキ	平成12年2月24日	居尻	個人
14	松葉のカヤ	平成12年2月24日	倉真	個人
15	久居島のリンボク	平成15年3月26日	久居島	個人
16	如意庵のソテツ	平成16年1月28日	西大渕	龍眠寺
17	秋葉路のモッコク	平成16年3月22日	秋葉路	秋葉路区

掛川市において本調査で生育が確認された希少植物(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	スジヒトツバ	絶滅危惧 I B 類	一	2
2	フジタイゲキ		絶滅危惧 II 類	1
3	ミズニラ	絶滅危惧 II 類	準絶滅危惧	1
4	オニバス		絶滅危惧 II 類	3
5	カギガタアオイ		絶滅危惧 I B 類	3
6	オオヤマツツジ		一	1
7	ガガブタ		準絶滅危惧	1
8	トラノオスズカケ		一	4
9	キキョウ		絶滅危惧 II 類	3
10	ヒメヒゴタイ		絶滅危惧 II 類	1
11	タカサゴソウ		絶滅危惧 II 類	1
12	クマガイソウ		絶滅危惧 II 類	4
13	ハルザキヤツシロラン		絶滅危惧 II 類	1
14	ナギラン		絶滅危惧 II 類	2
15	フウラン		絶滅危惧 II 類	1
16	タコノアシ	準絶滅危惧	準絶滅危惧	1
17	ミズマツバ		絶滅危惧 II 類	1
18	クサンギオゴケ		絶滅危惧 II 類	2
19	タチキランソウ		準絶滅危惧	2
20	クロヤツシロラン		一	9
21	ウスギムヨウラン		準絶滅危惧	5
22	キンラン		絶滅危惧 II 類	8
23	シラン		準絶滅危惧	3
24	エビネ		準絶滅危惧	7
25	セッコク		一	3
26	エダウチホングウシダ	要注目種 (N - III)	一	1
27	アケボノシュスラン		一	2



クマガイソウ



スジヒトツバ

② 鳥類

掛川市における鳥類は、18目53科204種、外来種2目3科3種が記録されています。

それらのうち希少な鳥類としては、「絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律」(平成4年6月)において国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ、イヌワシ、ハヤブサの3種や、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 鳥類」(環境省 2002) 及び「まもりたい静岡県の野生生物 動物編」(静岡県 平成16年) に記載されている種のうちの55種が記録されています。そのうち、本調査で生息が確認できた希少鳥類は27種でした。



コアジサシ



サシバ

掛川市において本調査で生息が確認された希少鳥類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	ヨシゴイ	絶滅危惧 I B類	準絶滅危惧	2
2	ミヅゴイ		絶滅危惧 II類	5
3	コアジサシ		絶滅危惧 II類	1
4	アカショウビン		—	2
5	サンショウクイ		絶滅危惧 II類	4
6	ハチクマ	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧	4
7	オオタカ		準絶滅危惧	10
8	ハイタカ		準絶滅危惧	2
9	サシバ		絶滅危惧 II類	16
10	クマタカ		絶滅危惧 I B類	6
11	ハヤブサ		絶滅危惧 II類	1
12	タマシギ		絶滅危惧 II類	1
13	シロチドリ		絶滅危惧 II類	3
14	タカブシギ		絶滅危惧 II類	2
15	ホウロクシギ		絶滅危惧 II類	1
16	アオバズク		—	1
17	コサメビタキ		—	1
18	ヤマドリ	準絶滅危惧	—	4
19	タゲリ		—	1
20	フクロウ		—	1
21	アリスイ		—	1

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
22	コシアカツバメ	準絶滅危惧	—	2
23	サンコウチョウ		—	13
24	ミヤマホオジロ		—	1
25	ヤマシギ	情報不足	—	1
26	ノビタキ	要注目種 (N-II)	—	2
27	ミサゴ	要注目種 (N-III)	準絶滅危惧	2

③ 魚類

掛川市では、12目28科73種の魚類が記録されています。

それらのうち希少な魚類としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 汽水・淡水魚類」(環境省 2003) 及び「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)に記載された種のうちの10種が記録されています。そのうち、本調査で生息が確認できた希少な魚類は3種でした。

掛川市において本調査で生息が確認された希少魚類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	ホトケドジョウ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 I B類	12
2	メダカ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類	48
3	カワムツ	要注目種 (N-II)	—	36



ホトケドジョウ

④ 両生・爬虫類

爬虫類は2目8科16種、両生類では2目5科12種が記録されています。それらのうち希少な種としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 爬虫類・両生類」(環境省 2000) 及び「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)に記載された種のうち爬虫類 6種、両生類 5種が記録されており、なかでもアカウミガメは遠州灘の海岸侵食や砂浜への車の乗り入れ等により産卵場の環境悪化が危惧されています。本調査で生息が確認できた希少な爬虫類は3種、希少な両生類は5種でした。



アカウミガメ

掛川市において本調査で生息が確認された希少爬虫類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	アカウミガメ	絶滅危惧 IA類	絶滅危惧 IB類	1
2	ニホントカゲ	要注目種 (N-II)	—	9
3	クサガメ	要注目種 (N-III)	—	2

掛川市において本調査で生息が確認された希少両生類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	ニホンアカガエル	絶滅危惧 II類	—	10
2	モリアオガエル	準絶滅危惧	—	3
3	カジカガエル		—	5
4	アズマヒキガエル	要注目種 (N-III)	—	20
5	トノサマガエル		準絶滅危惧	35

⑤ 哺乳類

哺乳類は6目12科23種の確認記録があります。

それらのうち希少な種としては、「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)において準絶滅危惧種とされた種が2種、静岡県において自然保護上注目すべき種として部会注目種とされた種が1種記録されています。本調査で生息が確認できた希少な哺乳類は3種でした。

また、近年北部山間部で確認情報が多い二ホンカモシカは、文化財保護法による天然記念物に指定されています。

掛川市において本調査で生息が確認された希少哺乳類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	ムササビ	準絶滅危惧	—	1
2	カヤネズミ		—	3
3	ニホンリス	要注目種 (N-III)	—	1

⑥ 昆虫

昆虫は掛川市全域にわたっての調査は行なわれていませんが、小笠山や菊川等の調査では10目167科1163種が記録されています。

それらのうち希少な種としては、環境省レッドリスト及び「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)に記載された種のうち8種が記録されています。中でもカケガワフキバッタは、その学名(Parapodisma Awagatakensis Ishikawa 1998)に粟ヶ岳という名がつき粟ヶ岳の草地で採集された個体が基準標本となっています。本調査で生息が確認できた希少な昆虫は3種でした。

掛川市において本調査で生息が確認された希少昆虫(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	カケガワフキバッタ	準絶滅危惧	—	1
2	ハイケボタル		—	1
3	コオイムシ	要注目種 (N-III)	準絶滅危惧	1



カケガワフキバッタ

⑦ 淡水貝類

掛川市における淡水貝類の正式な記録はありませんが、聞き取り調査などから得た資料により掛川市で生息の記録がある希少な淡水貝類としては、「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物 陸・淡水産貝類」(環境省 2003) 及び「まもりたい静岡県の野生生物」(静岡県 平成16年)に記載された種のうち3種です。本調査で生息が確認できた希少な淡水貝類は3種でした。

掛川市において本調査で生息が確認された希少淡水貝類(平成17年度自然環境調査による)

No.	種名	県カテゴリー	環境省カテゴリー	確認地点数
1	マルタニシ	準絶滅危惧	絶滅危惧 II 類	3
2	モノアラガイ		準絶滅危惧	3
3	カラスガイ	—	準絶滅危惧	1

2 指定希少野生動植物種及び保護地区の指定について

(1) 指定希少野生動植物種の指定

① 指定希少野生動植物種

- (ア) 特に保護が必要な希少野生動植物を指定希少野生動植物種として指定。
- (イ) 指定種の捕獲等（捕獲、採取、殺傷又は損傷）は、原則禁止。
- (ウ) 指定種の指定は、あらかじめ自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

② 指定希少野生動植物種の選定方針

県内において生息・生育が希少な種であり、市内における生息・生育状況が人為の影響により存続に支障を来す事情があると判断される種で、以下のいずれかに該当するものを選定した。

- ・ 個体数が著しく少ない。
- ・ 個体数が著しく減少しつつある。
- ・ 主要な生息・生育地が消滅しつつある。
- ・ 生息・生育環境が著しく悪化しつつある。
- ・ 過度な捕獲・採取圧がある。

③ 指定希少野生動植物種

審議会として、以下の15種を選定した。

植物：7種、鳥類：5種、魚類：1種、昆虫：1種、は虫類：1種

	番号	種名	県カテゴリー	国カテゴリー	市内確認地点数	選定理由
植物	1	スジヒトツバ	絶滅危惧 I B類	—	2	①② ④⑤
	2	フジタイゲキ	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II類	1	①②③④
	3	オニバス	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類	3	①②③④
	4	キキョウ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類	2	②③④⑤
	5	クマガイソウ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類	4	②③④⑤
	6	ナギラン	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類	3	①②③ ⑤
	7	タカサゴシダ	要注目種(N-II)	—	1	①②③
鳥類	8	ミヅゴイ	絶滅危惧 I B類	絶滅危惧 II類	3	①②③
	9	アカショウビン	絶滅危惧 I B類	—	2	①②③
	10	オオタカ	絶滅危惧 II類	準絶滅危惧	10	①②③④
	11	サシバ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 II類	15	②③④
	12	クマタカ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 I B類	6	①②③④
魚類	13	ホトケドジョウ	絶滅危惧 II類	絶滅危惧 I B類	11	②③④⑤
昆虫	14	カケガワフキバッタ	準絶滅危惧	—	1	②③④
は虫類	15	アカウミガメ	絶滅危惧 I A類	絶滅危惧 I B類	1	②③④⑤

※ 選定理由の番号はイの選定方針に基づく。■は特に影響が大きいもの。

(2) 保護地区指定

① 自然環境の保全に関する条例の保護地区について

(ア) 希少野生動植物種の生息・生育が確認されている区域のうち、一体的に保護を図る必要がある区域であって、その分布状況及び生息生育状況等を勘案し重要なものを保護地区として指定する。

(イ) 保護地区内での行為を事前届出制とし、必要な措置等について助言・指導する。

(ウ) 保護地区的指定は、あらかじめ自然環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

② 東山地区栗ヶ岳の指定希少野生動植物種保護地区指定について

(ア) 対 象

フジタイゲキ生育地、カケガワフキバッタ生息地

(イ) 現 慢

①栗ヶ岳中腹のススキ等と同じ場所に生育し、茶畠の下草用の草刈り場となっている。

②毎年秋に茶畠の下草として刈り取りが行われている。

(ウ) 所有者

個人(8名)及び東山財産区

(エ) 位置及び面積

栗ヶ岳南斜面の一部 1.8ha



フジタイゲキ



カケガワフキバッタ

③ 板沢地区小笠山の指定希少野生動植物種保護地区指定について

(ア) 対 象

スジヒトツバ生育地

(イ) 現 慢

谷間の湿度の高い岩壁に着生して群落をつくって生育する。

(ウ) 所有者

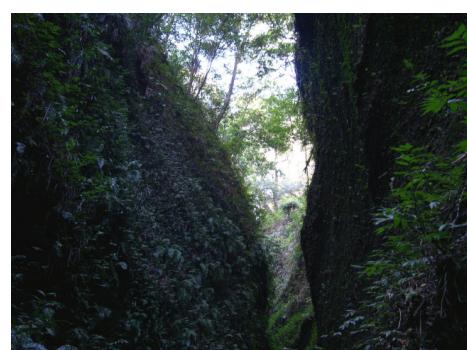
板沢財産区

(エ) 位置及び面積

小笠山の一部 5.25ha



スジヒトツバ



生育地(小笠山)